

## 「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2023年10月2日（月）より、破産管財人等が手続きのために開設する下記の名義の新規口座について、口座開設手数料を新設いたします。

今後も、役職員一同、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

新設日	2023年10月2日（月）
対象となる口座名義	破産管財人 相続財産管理人 相続財産清算人 不在者財産管理人 遺言執行者 遺産整理受任者
手数料金額	1口座あたり 11,000円（消費税込）

※2023年9月29日（金）までに口座を開設された場合は、手数料をいたしません。

以上

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。